

平成24年(行ウ)第15号 東海第二原子力発電所運転差止等請求事件

原告 大石光伸外265名

被告 日本原子力発電株式会社外1名

意見書

水戸地方裁判所民事第2部 御中

平成30年6月4日

被告日本原子力発電株式会社訴訟代理人

弁護士 潤呂木 商太郎



弁護士 山内 喜明



弁護士 谷 健太郎



弁護士 浅井 弘



弁護士 井上 韶太



被告日本原電は、本件訴訟において被告日本原電が今後行う主張及び立証等に關し、以下のとおり、意見を述べる。

平成30年5月18日の進行協議期日において、裁判所は、本件発電所において新たな規制基準への適合に向けて行う工事の終了予定時期である平成33年3月までに、判決言渡しを行いたいとの意向を示した。被告日本原電としても、裁判所の意向に異論はなく、平成33年3月の判決言渡しに向けて平成32年夏ころに結審できるよう、平成31年夏ころに証人尋問を開始することが相当であると思料する。

被告日本原電は、上記の進行に沿うよう、平成31年1月末目途に、それまでの原子力規制委員会における審査を通じて被告日本原電が行った検討の内容を反映しつつ、自然現象の想定ないしこれを踏まえた対応、各般の安全確保対策及びその強化、高経年化対策等を含む本件発電所の安全性に関する一通りの主張を行い、併せて立証計画を示したいと考えている。

以上